

## 学生生活・授業等における新型コロナウイルス感染防止対策（第10報）

全国では、感染者数が増減を繰り返しながら持続的に発生しており、依然として収束に向かう気配は見通せない状況にあります。そのような中、本県では、弘前市の飲食店を起点とした新型コロナウイルスのクラスター（感染者集団）が発生し、関連する感染者が100人を超えるという憂慮すべき状況が報告されました。同地区での小・中学校の休校や大学の休講措置も発表されるなど、教育活動への影響も懸念され、本学および本地区でも同様の状況が生じることは想定に難くないところです。

一方、新型コロナウイルス対策を話し合う政府の分科会では、10/23に感染リスクが高まる典型的な場面について、以下の5つを指摘しています。特に注意してください。

- ・「飲食を伴う懇親会」
- ・「大人数や長時間に及ぶ飲食」
- ・「マスクなしでの会話」
- ・「狭い空間での共同生活」
- ・「居場所の切り替わり」（教室や食堂、休憩室、トイレ等での人の入れ替わり）

これから冬場にかけて季節性インフルエンザが流行する時期とも重なります。引き続き感染予防対策を継続すること等、体調管理に努め感染拡大防止のため自覚ある行動を取ってください。

なお、今後の状況によっては安全確保と感染拡大防止のため、大学行事・授業日程の変更や臨時休業等の措置を講ずる場合があります。大学ホームページや Universal Passport で情報発信しますので、こまめに確認してください。

### 1. 健康管理について

(1) 毎日2回（朝・夕）、体温を測って自分の健康状態を「[健康記録簿](#)」に記録してください。発熱・咳等の風邪の症状がみられる場合は、大学に登校しないで医療機関を受診し、診断結果を学生課または担任に連絡して下さい。診断結果が出るまでは、自宅で療養してください。

- ① 体温計は各自で準備すること、もし通学前に検温を忘れた場合は大学保健室から体温計を借りて測ること
- ② (1) により授業を欠席する時は科目担当教員へ連絡すること、また学生課には「[健康記録簿](#)」をメールで提出すること

学生課 Tel:0178-25-8027、e-mail : gakusei@hi-tech.ac.jp

(2) 症状の有無にかかわらず、次に該当する場合も、**学生課に連絡してください。濃厚接触者として特定された場合の出席停止については、「3. 出席停止学生への対応について」をご確認ください。**

- ①新型コロナウイルス感染症と確定した者と濃厚接触した
- ②新型コロナウイルス感染症の疑いがある者の気道分泌液、体液、糞便等の汚染物質に触った、それらの処理作業に携わった、あるいは、それらの近くにいた
- ③新型コロナウイルス感染症の疑いがある者を看護・介護した、あるいは同居した

(3) 自分の免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事に努めるとともに、規則正しい生活習慣を心がけてください。

(4) 自分の免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事に努めるとともに、規則正しい生活習慣を心がけてください。

## 2. 感染のリスクへの対応について

(1) こまめな手洗い・アルコール消毒や咳エチケットを徹底してください。

- ・ **外出時にはマスク着用を徹底すること**

※現在、市販の使い捨てマスクが不足していますので、手作りマスク（ハンカチマスク）の作り方（下記 URL）を確認すること

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\\_00460.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html)

- ・ こまめな手洗い・アルコール消毒を励行すること
- ・ テーブルやドアノブ等に触った手で自分の口、鼻、目に触れない

(2) 換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話、の3つの条件が重なることを回避するよう徹底してください。

- ・ 1時間ごとに5～10分を目安とした室内の換気  
※室温が維持できない場合があるので、服装に注意すること
- ・ 室内での着席時や行動時に学生の間隔を適度に空ける
- ・ 近距離での会話や発声する場合はマスクを着用する

(3) 手がよく触れる場所（ドアノブや手すり、開閉ドア、スイッチ、トイレ等）の環境衛生を良好に保ってください。

- ・ 消毒用アルコールで消毒する（1日1回以上）
- ・ 実験・実習等の授業で共同利用する機材・器具についても適宜消毒する
- ・ 消毒液として希釈した次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）を使用するときは後述の参考資料を参考にすること

(4) バス等の公共交通機関や多人数での自家用車による通学（移動）は感染リスクが高ま

る場合があります。特に交通機関内では手指が汚染されているものと考え、飲食や目・鼻・口を触ることは避けましょう。マスクを着用する、手洗いをこまめに行う、なるべく人が少ない時間帯に通学（移動）する等の感染予防に努めてください。

（５）現在、感染リスクのさらなる低減、さらに感染拡大の第２波等によって再び臨時休業措置が取られた場合の学修機会の確保を目的とし、インターネットを利用した遠隔授業の導入も検討しています。また、可能な一部の科目から遠隔授業の導入が進められています。その場合、自宅等においてインターネット環境（Wi-Fi等）の整備とパソコン等の準備を可能な範囲でお願いすることになります。

（６）感染拡大防止のため、陽性者と接触した可能性がある場合に通知を受けることができる「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA：COVID-19 Contact Confirming Application）」を厚生労働省が提供しています。感染の可能性をいち早く知ること、保健所からのサポートを受けたり、外出自粛などの適切な行動を取ったりすることで、感染拡大防止につながることを期待されます。新型コロナウイルスの感染予防対策のため、下記の厚生労働省のサイトを参照し、本アプリをインストールして利用するようお願いいたします。

#### 【厚生労働省HP】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)

### 3. 出席停止学生への対応について

（１）感染が判明した学生、または感染者との濃厚接触者に特定された学生は、出席停止の措置とします。前者の出席停止の期間は、医師の診断による治癒証明書が提出されるまでの期間とします。後者の出席停止期間は、感染者と最後に濃厚接触した日から２週間とします。

- ・医療的ケアが日常的に必要な学生、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等））のある学生の感染予防（出席停止等）については個別に検討しますので学生課に申し出ること

（２）出席停止となった学生は、科目担当教員の指導により欠席した授業の内容および欠席日数（時間）に応じた自宅学習を行います。定期試験あるいは再試験期間に出席停止となった学生は後日、追試験を行います。

- ・出席停止期間中に特に症状がない場合は、メール等で科目担当教員と連絡を取り自宅学習の内容・進め方等について指導を受けること
- ・科目によってはインターネットによる遠隔授業を行う場合もあるので担当教員の指示に従うこと
- ・原則として自宅学習における課題等の完了をもって特別欠席の扱いとする

(3) 感染により出席停止となった学生は「[感染症罹患届](#)」、濃厚接触者として特定され出席停止となった学生は「[濃厚接触者特定届](#)」を登校後に必ず学生課へ提出してください。なお、濃厚接触者として特定され出席停止となった学生は、その期間中の健康状態を「[健康記録簿](#)」により学生課へメールで報告してください。

#### 4. 部活・サークル等の課外活動、研究室等について

(1) 部活・サークル等の課外活動は、地域の感染状況等も踏まえ、「2. 感染のリスクへの対応について」に十分配慮しながら、実施内容や方法を工夫して「課外活動計画書」を学生課に提出したうえで実施してください。特に屋内で実施する課外活動については、顧問やコーチと計画を練ったうえで感染予防を徹底してください。なお、屋内外を問わず感染予防が実施できない活動は自粛してください。

(2) 体育館は開放します（学外者に対しては除く）。なお、トレーニングルームは、準備と管理の目処が立ち次第開放予定です。

(3) 学内の研究室での研究活動は、感染予防を徹底して実施してください。

(4) 学生主催のイベントについては、「2. 感染のリスクへの対応について」に留意し、感染予防に努めること。記載した感染予防策が確保できない場合は、原則として中止してください。

(5) アルバイトは、感染予防ができる場合のみ実施可とします。

(6) 複数人での会話をともなう飲食は、三密を避け、できるだけ短時間の会合とする等の感染予防を徹底してください。また、飲食時以外は可能な限りマスクを着用すること、特に食器の共用・回し飲みなど感染リスクを高める行為は慎んでください。

#### 5. 国内移動について

(1) 都道府県をまたいだ移動（帰省を含む）を可能とします。移動中は十分な感染予防に努めること。ただし、新規感染者が持続的に発生している地区への移動・滞在は自粛してください。

(2) 帰宅後2週間は、健康状態を経過観察してください。なお、経過観察期間中に感染が疑われる症状が出た場合は、「1. (2)」に従うとともに、学生課へ報告して指示を受けてください。

## 6. 就職活動について

(1) 都道府県をまたいだ移動を可能とします。移動中は十分な感染予防に努めること。また、新規感染者が持続的に発生している地区での活動は特に注意してください。

(2) 就職活動にあたっては以下の通りとします。

- ①学科の就職担当教員に受験先・移動先を報告すること。
- ②移動中は、行動履歴・健康状態を記録し、体調が不良の場合は、決して無理をせず必ず先方に連絡して延期または中止する。また、就職活動終了後は不要な立ち寄りなどは控え、用件のみにて帰宅する。

## 7. 海外渡航について

(1) 全ての海外渡航を原則禁止します。

外務省ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(2) やむを得ず海外渡航する際には（私用の場合でも）「[渡航届](#)」を学生課に提出してください。コロナウイルス感染症の発生地域の有無を問わず、必ず提出してください。帰国後は下記「(3)」に従ってください。

(3) 帰国後は以下のことに気をつけてください。

- ①帰国・入国後 2 週間は、入念に体調の観察を行うこと、その間に記録した「[健康記録簿](#)」を学生課に提出すること
- ②帰国した方は、2 週間は授業、研究室、部活動、アルバイト等への参加はせず自宅待機し、外出は極力控えること
- ③2 週間以内に発熱・咳等の症状が出た場合には「1. (2)」に従い対応すること

## 8. 相談窓口

健康および学生生活について不安のある学生は気軽に学生課に相談して下さい。

また、新型コロナウイルスが疑われる症状について、相談したい場合は、[帰国者・接触者相談センター](#)まで相談してください。（[【添付 1】相談・受診の目安](#)参照）

### ○[帰国者・接触者相談センター](#)

八戸市に住所がある場合

平日（8：15～17：00） Tel:0178-38-0729

休日・夜間 Tel:0178-43-2111

階上町に住所がある場合

Tel:0178-27-5111

## 9. その他

下記ハンドブックには新型コロナウイルス感染症に関する基本的な知識や予防対策が分かりやすくまとめられています。YouTube 動画もありますので一度ご覧ください。

参考資料：新型コロナウイルス感染症 市民向け感染予防ハンドブック [第 2.2 版]、東北医科薬科大学病院、2020 年 4 月

※同ハンドブックの公開 HP：

<http://www.hosp.tohoku-mpu.ac.jp/info/information/2326/>

また、新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報がインターネットや SNS 等で流れておりますが、その中には、事実と異なる情報が混ざっています。学生の皆さんは冷静な対応を心がけ、根拠のない情報に惑わされることのないようにご注意ください。

なお、改めていうまでもありませんが感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものです。新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識をもとに、偏見や差別につながるような行動は厳に慎んでください。

以上

**相談・受診の目安**（厚生労働省：国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）抜粋）

次の症状がある方は下記を目安に「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

○少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）

☆息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

○相談は、帰国者・接触者相談センター（八戸市の場合は、帰国者・接触者相談センター（保健予防課 TEL：0178-38-0729）へご相談ください。

（妊婦の方へ）

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センター等に御相談ください。

（お子様をお持ちの方へ）

小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで御相談ください。

※なお、この目安は、国民のみなさまが、相談・受診する目安です。これまで通り、検査については医師が個別に判断します。

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

【相談後、医療機関にかかる時のお願い】

○複数の医療機関を受診することにより感染を拡大した例がありますので、複数の医療機関を受診することはお控えください。

○医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。